別紙

契約電力、契約単価

１．特別高圧電力Ｂ

常時電力　500kW

　　契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測され需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

供給場所：いわき市泉町下川境ノ町６３－１

契約単価：

　（１）基本料金

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約電力kW | 電力使用状況 | 基本料金単価 | 力率割引額 | その他割増割引額 | 基本料金 |
| 500kW | 電力使用時 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |
| 電力未使用時 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |

　（２）電力量料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １キロワット時につき | 夏季 | 円　銭 |
| その他季 | 円　銭 |

　　　　※夏季とは毎年７月１日から９月30日までの期間をいい、その他季とは夏季以外の期間をいう。

２．予備電力Ｂ

　予備電力　500kW（予備線）

　常時供給設備等の補修または事故等により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給電圧と同位の電圧で供給を受けるものとする。

供給場所：いわき市泉町下川境ノ町６３－１

契約単価：

（１）基本料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約電力kW | 基本料金単価 | 基本料金 |
| 500kW | 　円　銭 | 円　銭 |

※予備電力使用時における電力量料金は、常時供給分の該当電力量料金率を適用とする。

３．自家発補給電力Ｂ

自家発補給電力　1,100kW

　　発注者の常用発電設備の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給設備から同位の電圧で供給するものとする。

供給場所：いわき市泉町下川境ノ町６３－１

契約単価：

（１）基本料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約電力kW | 電力使用状況 | 基本料金単価kW | その他割増割引額 | 基本料金 |
| 1,100kW | 電力使用時 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |
| 電力未使用時 | 円　銭 | 円　銭 | 円　銭 |

（２）電力量料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １キロワット時につき | 定期検査・補修等 | 夏季 | 円　銭 |
| その他季 | 円　銭 |
| 上記以外 | 夏季 | 円　銭 |
| その他季 | 円　銭 |

４．契約超過金

　（１）　発注者は、契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増しし、その値を10パーセント割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として受注者へ支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

　（２）　契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとする。